

富士山静岡空港特定運営事業等募集要項等の修正

平成29年7月24日

区分	頁	項目	修正前	修正後	備考
優先交渉権者 選定基準	16	表1に関する説明 2-(6)-カ	「投資回収の方法」については、投資回収の確実性についてのみ審査の対象とし、計画性や合理性が認められない場合には、 <u>空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資に関する評価点から減点を行う。</u>	「投資回収の方法」については、投資回収の確実性についてのみ審査の対象とし、計画性や合理性が認められない場合には、 <u>任意事業に関する施策の評価点から減点を行う。</u>	誤記
	18	表1に関する説明 3-(4)-オ	「投資回収の方法」については、投資回収の確実性についてのみ審査の対象とし、計画性や合理性が認められない場合には、 <u>空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資に関する評価点から減点を行う。</u>	「投資回収の方法」については、投資回収の確実性についてのみ審査の対象とし、計画性や合理性が認められない場合には、 <u>施設の長寿命化や更新投資の効率化に関する施策の評価点から減点を行う。</u>	誤記
実施契約書(案)	21	第33条	運営権者は、要求水準に従い、整備（非運営権施設）を行うことができる。当該整備（非運営権施設）を行った結果、整備の対象部分が既存の非運営権施設から独立した所有権の対象となる場合には、施設の完成前までに、当該整備に関する情報（整備の内容・整備額等）を県に対して通知する。ただし、運営権者は、全体計画及び単年度計画に定められた場合を除き、自ら又は運営権者子会社等をして、 <u>運営権者子会社等が所有する施設について又は運営権者子会社等が所有権を取得することとなる整備（非運営権施設）に該当する投資を行い又は行わせてはならない。</u>	運営権者は、要求水準に従い、整備（非運営権施設）を行うことができる。当該整備（非運営権施設）を行った結果、整備の対象部分が既存の非運営権施設から独立した所有権の対象となる場合には、施設の完成前までに、当該整備に関する情報（整備の内容・整備額等）を県に対して通知する。ただし、運営権者は、全体計画及び単年度計画に定められた場合を除き、自ら又は運営権者子会社等をして、 <u>運営権者子会社等が所有する施設についての整備（非運営権施設）又は整備の結果として運営権者子会社等が独立した所有権を取得することとなる対象部分を生じる整備（非運営権施設）に該当する投資を行い又は行わせてはならない。</u>	趣旨明確化

区分	頁	項目	修正前	修正後	備考
実施契約書(案)	22	第36条第1項柱書	運営権者は、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに関連する法令等（静岡空港条例等を含む。）に従い、本事業対象施設の利用者から <u>利用に係る料金</u> を設定し収受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び収受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う。	運営権者は、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに関連する法令等（静岡空港条例等を含む。）に従い、本事業対象施設の利用者から <u>以下の各号に掲げる利用に係る料金</u> を設定し収受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び収受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う。	趣旨明確化
	26	第46条第3項	前項に基づき運営権の行使が停止された場合、県は、PFI法第27条第1項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に定める事由によるときは、運営権者に対して、 <u>同法第30条第1項に基づいて通常生ずべき損失</u> （運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。	前項に基づき運営権の行使が停止された場合、県は、PFI法第27条第1項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に定める事由によるときは、運営権者に対して、 <u>同法第30条第1項に基づいて、両者合意の上で第55条第2項第2号に定める合意延長とする方法又は県による補償金の支払のいずれかにより、通常生ずべき損失</u> （運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。	募集要項との整合
	31	第55条第2項第1号なお書	なお、オプション延長の行使は、行使前に運営権者が県負担業務について別紙11に定める内容よりも県の <u>負担</u> が軽減される内容の提案（ただし、オプション延長行使後に国庫補助は実施されないことを前提とする。）を行い、これを県が認めた場合のみ可能とする。オプション延長を行使した場合、当該オプション延長により延長された事業期間においては県負担業務について別紙11を含む本契約の定めは適用されない。	なお、オプション延長の行使は、行使前に運営権者が県負担業務について別紙11に定める内容よりも県の <u>負担割合</u> が軽減される内容の提案（ただし、オプション延長行使後に国庫補助は実施されないことを前提とする。）を行い、これを県が認めた場合のみ可能とする。オプション延長を行使した場合、当該オプション延長により延長された事業期間においては県負担業務について別紙11を含む本契約の定めは適用されない。	募集要項との整合

区分	頁	項目	修正前	修正後	備考
実施契約書(案)	31	第55条第2項第2号本文	第10条第1項、第19条第5項、第37条第3項、第38条第1項ただし書、 <u>第41条第2項第1号</u> に定める場合、運営権者は事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、県と運営権者が協議により次項の規定の範囲内で両者が合意した日まで事業期間を延長することができる（この場合の期間延長を「合意延長」という。）。合意延長の実施回数は1回に限られない。	第10条第1項、第19条第5項、第37条第3項、第38条第1項ただし書、 <u>第41条第2項第1号及び第46条第3項</u> に定める場合、運営権者は事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、県と運営権者が協議により次項の規定の範囲内で両者が合意した日まで事業期間を延長することができる（この場合の期間延長を「合意延長」という。）。合意延長の実施回数は1回に限られない。	募集要項との整合
	39	第70条第1項	<u>第60条、第61条、第62条第1項又は第64条</u> により本契約が解除された場合、県は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第62条第2項により本契約が終了した場合には、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。	<u>第61条、第62条第1項又は第64条</u> により本契約が解除された場合、県は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第62条第2項により本契約が終了した場合には、県及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。	誤記